

# 第 27 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 9 月 5 日 (火) 15 時 00 分～16 時 00 分
2. 場所 黒部市役所 3 階 301 会議室
3. 出席委員 12 名  
農業委員 12 名  
1 番 中野 貴代美    2 番 山本 隆淑    3 番 山本 隆    4 番 高村 茂良  
5 番 橋本 喜洋    7 番 岩井 竹志    10 番 宮崎 誠一    11 番 松岡 高生  
14 番 中坂 稔
4. 欠席委員 3 名  
6 番 能澤 喬之、8 番 船屋 裕子、9 番 大坪 敏郎、12 番 中島 淨、13 番 佐々木 智
5. 農業委員会事務局 3 名  
事務局長 平野 孝英  
係 長 小森 亘  
主 任 中陳 栄  
主 任 紙谷 泰史
6. 議事 (1) 議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
(2) 議案第 93 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について  
(3) 議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について  
(4) 議案第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について  
(5) 議案第 96 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

## 7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 27 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

高村 茂良委員、岩井 竹志委員の両委員を指名します。

会 長：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

中野 貴代美委員、能澤 喬之委員、舩屋 裕子委員、大坪 敏郎委員、中島 淨委員、佐々木 智委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 92 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」審議を行います。

事務局より説明願います。

#### ◎議案第 92 号

事 務 局：議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

資料の 3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 愛本地区 宇奈月町明日〇〇番 他 6 筆 地目：田および畑 6,398 m<sup>2</sup>について。

譲渡人：富山市鍋田 〇〇さんへ

譲受人：黒部市宇奈月町舟見 〇〇さんからの所有権移転であり、理由は売買です。

譲渡人は、富山市に住んでおり、今後は愛本地区にある農地について自己で管理していくことが難しく、いずれは譲渡を考えていました。

譲受人は、愛本地区に居住しており、譲渡人と義理の兄弟の関係であることから、今回の申請地について所有権移転について同意しております。申請地については、今後農事組合法人で耕作していく予定であり、関係者の同意や今後の営農に関して、有効的な活用が見込まれるため、申請あたって問題はないと考えます。

以上、1 件 7 筆 6,398 m<sup>2</sup>であります

会 長：それでは、議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番の案件について、愛本地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第 93 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、議案第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について、以上 3 議案について審議を行います。事務局より説明願います。

#### ◎議案第 93 号

事 務 局：議案第 93 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件ございます。

5 ページをご覧ください。

〈1 番〉 三日市地区 三日市字栄町〇〇番 地目：田 現況：宅地の 1 筆 366 m<sup>2</sup>について。

申請者は、〇〇さんであり、転用目的は一般住宅敷地です。

申請人は申請地に 1 人で暮らしています。もともとの実家であり、これまで母と暮らしていましたが、昨年 4 月に母が亡くなり、この申請地を相続しました。その手続きの際、地目が田のままと分かり、是正のため今回転用申請しました。

申請地は昭和 55 年建築の居住用の住宅と昭和 59 年建築の車庫（1 階が車庫、2 階が納屋）があり、地目が田のまま宅地となった経緯については、申請者の両親が亡くなっていることから不明です。申請には、始末書を添付の上、提出しております。

以上、1 件 1 筆 366 m<sup>2</sup>です。

◎議案第94号

事務局：次に、議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、5 件ございます。7 ページをご覧ください。

〈1 番〉 大布施地区 沓掛〇〇番 地目：田 現況：田の 1 筆 2,129 m<sup>2</sup>のうち 314.24 m<sup>2</sup>について。

借人 新潟県柏崎市大久保一丁目 〇〇へ

貸人 黒部市沓掛 〇〇さんからの賃借権設定であり、転用目的はガス管設置用地及び仮設工事用地のための一時転用です。転用期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までです。

借人は、東京に本社がある国内外で石油や天然ガス等の権益を持つ大手石油開発企業です。本市でもこれまでに平成 24 年度から平成 26 年度にかけて旧社名である〇〇として新潟県糸魚川市から富山市間で「富山ライン」と言われるガス輸送パイプラインの建設工事用地等として若栗地区や荻生地区、田家地区で一時転用を行っており、平成 28 年 10 月からは富山市の企業へ天然ガス供給を開始しております。

現在、市内大手企業向け天然ガス供給導管敷設計画を進めており、若栗にある富山ラインの分岐バルブから吉田地内の黒部工場に向けて今年春頃から敷設工事を進めております。本農業委員会においても、今年 2 月に出島地内で基盤整備に併せたガス管設置用地及び仮設工事用地のための一時転用、7 月には同じ出島地内の場所での 3 条の賃借権設定について許可しております。

今回の申請は、申請地の一部にガス管設置用地とその工事に伴う仮設工事用地として使用するため申請され、貸人の意向もあり、埋設後は農地（畑）として現状復旧するため、一時転用としております。

〈2 番〉 荻生地区 荻生〇〇番 地目：田 現況：田の 1 筆 3,644 m<sup>2</sup>のうち 2,040 m<sup>2</sup>について。

借人 新潟県柏崎市大久保一丁目 〇〇へ

貸人 黒部市荻生 〇〇さんからの賃借権設定であり、転用目的は仮設工事用地のための一時転用です。転用期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までです。

借人の詳細については 1 番の案件で説明したとおりです。

本申請地では、隣接地のガス管理設工事における仮設工事用地として申請地の一部を一時転用する計画となります。

なお、本日欠席の地区委員よりこの件につきまして意見なしと伺っておりますのでご報告いたします。

この 1 番と 2 番の参考として、借人より供給線の工事進捗について資料を頂いております。赤線が敷設完了している箇所、緑線が今後工事を行う区間となります。1 番、2 番の申請地もそれぞれ図示しております。供給開始は来年 5 月予定です。

- 〈3番〉 石田地区 天神新〇〇番〇 外1筆 地目：田 現況：田の2筆 691㎡について  
譲受人 黒部市三日市 〇〇さんへ  
譲渡人 射水市中太閤山六丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は居宅兼事務所用地です。  
譲受人は三日市地内で配管業を行っております。現在、天神新町交差点から堀切地内の県道まで接続する県の道路整備事業のため、現在の事務所兼住宅用地の代替地として転用申請されました。  
なお、本日欠席の地区委員よりこの件につきまして意見なしと伺っておりますのでご報告いたします。
- 〈4番〉 村椿地区 吉田〇〇番〇 外3筆 地目：田 現況：田の4筆 647㎡について。  
譲受人 東京都千代田区神田和泉町 〇〇へ  
譲渡人 黒部市三日市 〇〇から、黒部市吉田 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は駐車場用地です。  
譲受人は、グループ企業として本社機能の一部移転を図り、世界の中核工場として基盤整備を進めています。近年、黒部事業所で勤務する社員数増加に加え、国内社員の長期研修や海外社員の就労や研修滞在が増え、既存社員寮の老朽化も進んでおり、社員の住まい不足が深刻な課題となっております。  
これまでの報道や転用申請もご承知のとおり、黒部事業所に近接する生地駅周辺を整備する計画では、新たな工場基幹道路整備と併せて、将来の工場24時間操業に向けた「集住近傍型」の社員寮を整備するもので、全体で270戸の住戸を整備する予定で、令和3年8月には第1期計画、令和4年7月に第2期計画、令和4年12月に第3期計画として転用許可しており、今年中に全て完成予定となっております。今回の申請はその施設職員用の駐車場として計画しており、乗入れ道路と12台分の駐車場を整備予定です。
- 〈5番〉 村椿地区 吉田〇〇番〇 外1筆 地目：田 現況：田の2筆 301㎡について。  
譲受人 東京都千代田区神田和泉町 〇〇へ  
譲渡人 黒部市吉田 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は駐車場用地です。  
譲受人および計画の詳細については4番の案件で説明しましたが、本申請も同じく施設職員用の駐車場として計画しており、冬期間の雪置場と7台分の駐車場を整備予定です。  
なお、本日欠席の地区委員より4番と5番の件につきまして意見なしと伺っておりますのでご報告いたします。  
以上、5件 10筆 7,412㎡のうち3,993.24㎡です。

◎議案第95号

事務局：次に、議案第95号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見についてですが、1件ございます。7ページをご覧ください。

〈1番〉 音澤地区 宇奈月町音澤字中ノ島〇〇番〇 外2筆 地目：畑 現況：雑種地の3筆 707㎡について。

申請者 富山市東田地方一丁目 〇〇で、変更理由は工事期間の延長です。当初計画では令和4年4月1日から令和5年12月31日まで、変更後は令和7年11月30日までとなります。

申請者は、令和4年3月に、申請地の隣接地にあった廃止済みである旧弥太蔵発電所のうち、残存する道水路トンネル等を利用し、取水設備、水圧管路、発電所、放水路を新設し、新弥太蔵発電所として再開発を行う計画のため、申請地を含め約6500㎡を資材置場、駐車場として利用するため、賃借権設定にて1年9か月の一時転用の許可を受けました。

その後、令和4年4月に工事着手したところ、発電所工事エリア近傍で絶滅危惧として分類されている猛禽類のクマタカの繁殖行動が確認されたため、有識者の意見を踏まえて生息保護の観点から昨年の工事を見合わせ、今年春の調査で本年の繁殖行動が見られないことが確認できたため工事を再開しましたが、全体工程の見直しにより当初の計画期間では完了できないことから事業計画変更を申請することとしました。

なお、変更後の工事期間は3年8ヶ月と、一時転用の許可期間である3年を越えておりますが、上記の事情によって1年3ヶ月工事が中断されていたこともあるため、事前に県とも協議済みであります。

以上、1件 3筆 707㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第93号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第93号 農地法第4条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番から5番の案件について、事務局の説明のとおり、地区の委員は異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第94号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第95号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請に対する意見について審議を行います。

会 長：1番の案件について、担当地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第95号 農地法第5条第1項の許可に係る事業計画変更申請について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第96号「令和5年度 黒部市農用地利用集積計画について」審議いたします。事務局より説明願います。

#### ◎議案第96号

事 務 局：議案第96号、農用地利用集積計画について説明させていただきます。

12 ページ目をご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和5年7月21日から令和5年8月21日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満0㎡、新規6年以上0㎡、再設定6年未満が1,056㎡、再設定6年以上が1,228㎡でございます。

13 ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

大布施地区	1 件	1,228 ㎡
荻生地区	2 件	1,056 ㎡

総件数は3件で、利用権設定面積は2,284㎡となっております。

14 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。

若栗地区	3 件	1,030 ㎡
------	-----	---------

解約の理由は、県道工事による一部解約です。総件数は3件で、解約面積合計は1,030㎡となっております。

15 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積1,087万9,458㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、43.3%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積212万1,708㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、設定率8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、16 ページに記載されておりますので、ご一読ください。事務局からは以上でございます。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。

何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第91号 令和5年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(16時00分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

4番

\_\_\_\_\_

7番

\_\_\_\_\_